

令和3年度滋賀支部事業計画及び予算（案）について

1. 令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）
2. 令和3年度 滋賀支部 保険者機能強化予算（案）

1. 令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

1. 協会けんぽの事業計画の体系

協会けんぽの事業計画の体系①

保険者機能強化アクションプラン（第5期）

○協会けんぽ全体の3か年の中期的な運営方針



3か年の中期的な運営方針をもとに、単年度での事業計画を策定

本部

事業計画（協会けんぽ全体）

○単年度事業計画



事業計画（協会けんぽ全体）をベースに、支部ごとの事業計画を策定

支部

事業計画（支部ごと）

○単年度事業計画

事業計画（支部ごと）

○単年度事業計画

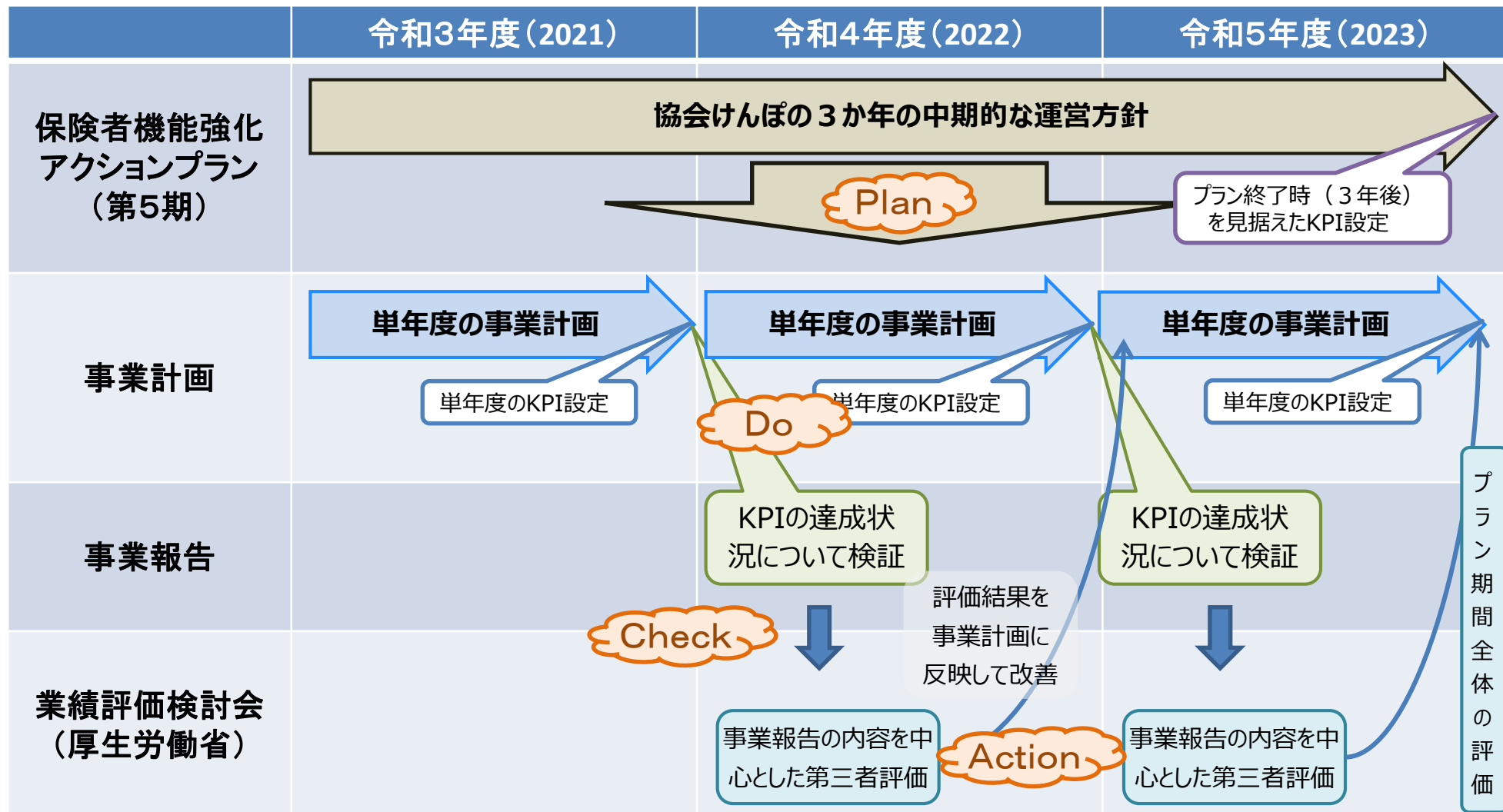
.....

事業計画（支部ごと）

○単年度事業計画

協会けんぽの事業計画の体系②

- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）にKPIを設定するとともに、各年度の事業計画において、単年度ごとのKPIを設定し、毎年度KPIの達成状況を踏まえた改善を行う。



2. 令和3年度 滋賀支部 事業計画（案） ～基本方針及び主な重点施策～

令和3年度 滋賀支部 事業計画（基本方針）

1. 加入者の健康度向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

2. 効率的かつ質の高い医療サービスの実現

- 保険者の基本的な役割である加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

3. 保険者機能発揮の基盤となる組織体制の強化

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
I. 協会けんぽの事業計画について 3年間の中期計画である保険者機能強化アクションプラン（第5期）と単年度の計画である事業計画を連動させ、P D C Aサイクルの推進を図るため、同プランにおいて、3年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えてKPIを設定し、進捗状況を確認しつつ、取組を進めることとした。 このため、事業計画においては、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の施策ごとに、主な重点施策及びそれに係る重要業績評価指標（KPI）を定める。 なお、令和3年度は、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の初年度であり、また、6年間の計画である第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の後半がスタートする年度でもあることから、これらの終了時点（令和5年度末）でKPIを確実に達成できるよう、主な重点施策に着実に取り組む必要がある。	I. 協会けんぽの事業計画について 協会けんぽに係るP D C Aサイクルについては、目標設定（Plan）として、3年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランと、単年度計画である事業計画が定められ、それらに基づき取組を実施（Do）し、その結果を毎年度作成する事業報告書（決算関係書類とともに厚生労働大臣にも提出）で検証した上で、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく厚生労働大臣による各事業年度の業績評価で評価（Check）を行い、その結果を事業計画などに反映して取組を改善（Action）していくことで実施されている。 平成30年度からは、新たに保険者機能強化アクションプラン（第4期）がスタートし、同プランにおいては、アクションプランと事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランでは3年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えてKPIを設定することとした。 このため、本事業計画では、令和2年度の協会けんぽ運営の基本方針を定めるとともに、アクションプランの項目ごとに、主な重点施策及びそれに係るKPIを定める。

新	旧
Ⅱ. 令和３年度の協会けんぽ滋賀支部運営の基本方針 １. 加入者の健康度向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。 また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。 ２. 効率的かつ質の高い医療サービスの実現 保険者の基本的な役割である加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。 あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。 また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。 ３. 保険者機能発揮の基盤となる組織体制の強化 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。	Ⅱ. 令和２年度の協会けんぽ運営の基本方針 平成３０年度から、地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画や医療費適正化計画、国民健康保険の都道府県化等が一斉にスタートし、協会けんぽにおいても保険者機能強化アクションプラン（第４期）や第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）がスタートした。 令和２年度はアクションプランの最終年度である。このため、令和２年度においては、これまでの事業計画の実施状況等を検証し、各KPIを確実に達成すべく、令和２年度の協会運営の基本方針は以下のとおりとする。 （１）基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性の向上を目指す。 （２）戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第４期）、第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費分析等に取り組むとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。 （３）上記の保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせて組織基盤の底上げを図る。



令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
Ⅲ. 主な重点施策 （１）基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。 ① 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 （実施策） ・ 評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報をホームページ等を活用し発信する。 ② サービス水準の向上 ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 ■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする	Ⅲ. 主な重点施策 （１）基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、的確な財政運営を行う。 ① サービス水準の向上 ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする 【参考】平成30年度実績 100% 令和元年度実績 100%（令和元年度上期） ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする

新	旧
【参考①】 令和元年度実績 100% 令和元年度実績 100% (令和2年度上期) 【参考②】 令和元年度実績 91.2% 令和2年度実績 93.7% (令和2年度上期) (実施策) ・お客様満足度調査に基づいた「支部カルテ」により問題・課題を把握し、改善策を策定し、全職員に対し研修等により周知を図る。 ・退職者の多い適用事業所に対し「任意継続保険セット」を、また現物化の遅れている医療機関に対し「限度額認定証セット」を適宜配布し、現金給付等の申請に係る郵送化率の向上を図る。 ③ 限度額適用認定証の利用促進 ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 (数値指標) ・高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合について、前年度を上回る。 【参考】 令和元年度実績 79.8% 令和2年度実績 80.4% (令和2年10月現在) (実施策) ・納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会や算定基礎届説明会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。 ・医療機関や市町と連携し、窓口限度額適用認定申請書の配置を依頼することにより利用を促進する。また、申請書が配置できていない医療機関や、	【参考】 平成30年度実績 100% 令和元年度実績 100% (令和元年度上期) ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする 【参考】 平成30年度実績 88.3% 令和元年度実績 90.6% (令和元年度上期) (実施策) ・お客様満足度調査に基づいた「支部カルテ」により問題・課題を把握し、改善策を策定し、全職員に対し研修等により周知を図る。 ・退職者の多い適用事業所に対し「任意継続保険セット」を、また現物化の遅れている医療機関に対し「限度額認定証セット」を適宜配布し、現金給付等の申請に係る郵送化率の向上を図る。 ⑧ 限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85%以上とする 【参考】 平成30年度実績 80.4% 令和元年度実績 77.2% (令和元年度6月末現在) (実施策) ・納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会や算定基礎届説明会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。 ・医療機関や市町と連携し、窓口限度額適用認定申請書の配置を依頼するなどして利用を促進するため、まだ申請書が配置できていない医療機関や、



令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
現物給付化が低い医療機関への申請書の配置や利用の働きかけを実施する。 ・医療機関の窓口へ掲示していただく限度額適用認定証の利用促進ポスターを作成して、窓口に掲示依頼することにより、加入者への制度周知や利用促進を図る。 ・公費受給者の高額療養費請求者に対する限度額適用認定申請の個別届出勧奨を実施し、効果的な利用促進を行う ④ 現金給付の適正化の推進 ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 （実施策） ・資格取得から2か月以内の手当金請求と資格喪失後の継続給付について重点的に審査を行う。 ・支給済分についても、本部から提供される疑義リストの再点検を実施する。 ・日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。 ⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進 ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。 ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検のあり方について検討する。	現物給付化が低い医療機関への働きかけを実施する。 ・公費受給者の高額療養費請求者に対する限度額適用認定申請の個別届出勧奨を実施し、効果的な利用促進を行う。 ③ 現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクト会議にて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 （実施策） ・資格取得から2か月以内の手当金請求と資格喪失後の継続給付について重点的に審査を行う。 ・支給済分についても、本部から提供される疑義リストの再点検を実施する。 ・日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。 ④ 効果的なレセプト点検の推進 ・システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 ・社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。

新	旧
■ KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※) について前年度以上とする (※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする 【参考①】 令和元年度査定率実績 0.376% 令和2年度査定率実績 0.328% (令和2年8月現在) ・ 査定レセプト一件当たりの査定単価を上回る。 【参考②】 令和元年度実績 3,690円 令和2年度実績 4,994円 (令和2年度上期) i) 効果的な内容点検の実施 (実施策) ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、協会システムを最大限活用した効果的なレセプト点検を実施する。 ・ レセプト内容点検効果向上計画の実施施策より、実施内容、向上を妨げた問題点や改善策について検討し、効果額を向上させる。 ・ 点検員個別の目標達成状況について、個別面談時に伝達、強み弱みを踏まえた内容を指導し、審査力の向上を図る。 ・ 専門的な内容点検研修及び近隣支部との定期的な勉強会の実施により、点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上につなげる。 ・ 支払基金との連携を強化し、協会の査定事例を提案、また、協会の原審・査定事例についての協議を定例開催し議論する。 (数値指標) ・ 診療内容等査定効果額 ・ 加入者一人当たりの前年度実績を上回る。 【参考】 令和元年度実績 75円 令和2年度実績 32円 (令和2年度上期)	■ KPI : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする (※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額 【参考】 平成30年度実績 0.401% 令和元年度実績 0.381% (令和元年度上期) i) 効果的な内容点検の実施 (実施策) ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、協会システムを最大限活用した効果的なレセプト点検を実施する。 ・ レセプト内容点検効果向上計画の実施施策より、実施内容、向上を妨げた問題点や改善策について検討し、効果額を向上させる。 ・ 点検員個別の目標達成状況について、個別面談時に伝達、強み弱みを踏まえた内容を指導し、審査力の向上を図る。 ・ 専門的な内容点検研修及び近隣支部との定期的な勉強会の実施により、点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上につなげる。 ・ 支払基金との連携を強化し、協会の査定事例を提案、また、協会の原審・査定事例についての協議を定例開催し議論する。 (数値指標) ・ 診療内容等査定効果額 ・ 加入者一人当たりの前年度実績を上回る。 【参考】 平成30年度実績 88円 令和元年度実績 45円 (令和元年度上期) ・ 点検員一人当たりの査定単価を上回る。

令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
ii) 効果的な資格点検の実施 （実施策） ・点検体制等を見直し、効率的に点検を行い、債権発生後の速やかな回収を図るための迅速な調定を実施する。 ・資格点検の進捗管理を確実に実施する。 （数値指標） ・資格点検効果額 ・加入者一人当たりの前年度実績を上回る。 【参考】 令和元年度実績 1,745円 令和2年度実績 776円（令和2年度上期） iii) 効果的な外傷点検の実施 （実施策） ・負傷原因照会について毎月実施し、未回答者には再送付のうえ提出を促し効果額の向上を図る。 ・負傷原因回答により、業務上災害及び第三者行為による加害者求償について、迅速に調定を実施する。また請求漏れを防止するため進捗管理を確実に実施する。 （数値指標） ・外傷点検効果額について、前年度を上回る。 【参考】 令和元年度実績 491円 令和2年度実績 182円（令和2年度上期） iv) 多受診者への適正受診指導の強化 （実施策） ・システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。	【参考】 平成30年度実績 3,440円 令和元年度実績 3,965円（令和元年度上期） ii) 効果的な資格点検の実施 （実施策） ・点検体制等を見直し、効率的に点検を行い、債権発生後の速やかな回収を図るための迅速な調定を実施する。 ・資格点検の進捗管理を確実に実施する。 （数値指標） ・資格点検効果額 ・加入者一人当たりの前年度実績を上回る。 【参考】 平成30年度実績 1,247円 令和元年度実績 643円（令和元年度上期） iii) 効果的な外傷点検の実施 （実施策） ・負傷原因照会について毎月実施し、未回答者には再送付のうえ提出を促し効果額の向上を図る。 ・負傷原因回答により、業務上災害及び第三者行為による加害者求償について、迅速に調定を実施する。また請求漏れを防止するため進捗管理を確実に実施する。 （数値指標） ・外傷点検効果額について、前年度を上回る。 【参考】 平成30年度実績 534円 令和元年度実績 221円（令和元年度上期） iv) 多受診者への適正受診指導の強化 （実施策） ・システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。

新	旧
(数値指標) ・多受診者の対象者が前年度を下回る。 対象者 7名 【参考】 令和元年度対象者 5名 令和2年度対象者 6名 (令和2年度上期) ⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。 - なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受療についての正しい知識の普及を図る。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする 【参考】 令和元年度実績 504件 0.47% 令和2年度実績 320件 0.52% (令和2年度上期) (実施策) ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、本部提供データを活用し、いわゆる「部位ころがし」が疑われる申請に対する照会を強化する。 ・柔道整復療養費面接確認委員会を活用し、請求内容が作為的、不正又は著しい不当である施術所の改善を図る。 (数値目標) ・患者照会件数について令和2年度を上回る。 【参考】 令和元年度実績 3,452件 令和2年度実績 2,251件 (令和2年度上期) ⑦ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進	(数値指標) ・多受診者の対象者が前年度を下回る。 対象者 7名 【参考】 平成30年度対象者 5名 令和元年度対象者 7名 (令和元年度上期) ⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。 【参考】 平成30年度実績 769件 0.58% 令和元年度実績 346件 0.50% (令和元年度上期) (実施策) ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、本部提供データを活用し、いわゆる「部位ころがし」が疑われる申請に対する照会を強化する。 ・柔道整復療養費面接確認委員会を活用し、請求内容が作為的、不正又は著しい不当である施術所の改善を図る。 (数値目標) ・患者照会件数について令和元年度を上回る。 【参考】 平成30年度実績 2,723件 令和元年度実績 1,448件 (令和元年度上期) ⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
・ 審査手順の標準化を推進する。 ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 ⑧ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする 【参考①】 令和元年度実績 95.06% 令和2年度実績 93.82%（令和2年度上期） 【参考②】 令和元年度実績 55.22% 令和2年度実績 67.41%（令和2年度上期） （実施策） ・ 債権回収計画に基づき以下の施策を実施する。 - i 保険証未返納者への文書催告を資格喪失処理後、1か月以内に3回実施する。（日本年金機構実施分含む） - ii 保険証未返納者への電話催告を実施する。 - iii 債権回収計画を策定し、計画的に文書や電話、訪問による催告を実施する。	・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 ⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を96.0%以上とする 【参考】 平成30年度実績 93.7% 令和元年度実績 95.30%（令和元年度上期） ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする 【参考】 平成30年度実績 78.22% 令和元年度実績 41.89%（令和元年度上期） ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする 【参考】 平成30年度実績 0.087% 令和元年度実績 0.049%（令和元年度7月末現在） （実施策） ・ 債権回収計画に基づき以下の施策を実施する。 - i 保険証未返納者への文書催告を資格喪失処理後、1か月以内に3回実施する。（日本年金機構実施分含む）

新	旧
iv 保険者間調整を積極的に活用するため、債務者にアウトソースを活用した利用勧奨を行う。 ・ 保険証返納及び適正利用、資格喪失届への保険証の添付を周知するための広報活動を行う。 ・ 未反応や不履行な債務者に対し、法的手続きを実施する。 (数値指標) ・ 債権残高(返納金)について前年度より下回る。 【参考】令和元年度実績 59,302,028円 令和2年度残額 58,156,427円(令和2年度上期) ・ 債権管理・保険者間調整による返納金回収件数(債務者数)について前年度を上回る。 【参考】令和元年度実績 123件 令和2年度実績 132件(令和2年度上期) ⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.0%以上とする	- ii 保険証未返納者への電話催告を実施する。 - iii 債権回収計画を策定し、計画的に文書や電話、訪問による催告を実施する。 - iv 保険者間調整を積極的に活用するため、債務者に利用勧奨を行う。 ・ 保険証返納及び適正利用、資格喪失届への保険証の添付を周知するため、広報活動を行う。 ・ 未反応や不履行な債務者に対し、法的手続きを実施する。 (数値指標) ・ 現年度発生分(返納金)債権金額について前年度伸び率を下回る。 【参考】平成30年度実績 172.98% 総額41,797,136円 令和元年度実績 55.97%(令和元年度11月末現在) ・ 債権残高(返納金)について前年度より下回る。 【参考】平成30年度実績 46,566,126円 令和元年度残額 52,850,326円(令和元年度上期) ・ 債権管理・保険者間調整による返納金回収件数(債務者数)について前年度を上回る。 【参考】平成30年度実績 68件 令和元年度実績 43件(令和元年度上期) ⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92%以上とする

令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
【参考】 令和元年度実績 92.8% 令和2年度実績 44.8%（令和2年度11月18日現在） （実施策） ・本部による未提出事業所への1次勧奨の後、支部独自の2次勧奨を実施する。 ・未送達事業所について日本年金機構への照会等を実施し、送達を徹底する。 （数値目標） ・1次勧奨後の未提出事業所全件について2次勧奨を実施。 【参考】 令和元年度実績 1次勧奨 1,872件 ⑩ オンライン資格確認の円滑な実施 ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、収録率向上を図る。 ■ KPI：加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする。 （実施策） ・納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会や算定基礎届説明会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。	【参考】 平成30年度実績 89.8% 令和元年度実績 61.8%（令和元年度11月15日現在） （実施策） ・本部による未提出事業所への1次勧奨の後、支部独自の2次勧奨を実施する。 ・未送達事業所について日本年金機構への照会等を実施し、送達を徹底する。 （数値目標） ・1次勧奨後の未提出事業所全件について2次勧奨を実施。 【参考】 平成30年度実績 1次勧奨 2,066件 ⑩ オンライン資格確認の円滑な実施 ・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を89.0%以上とする 【参考】 平成30年度実績 55.6% 令和元年度実績 88.0%（令和元年度上期） （実施策） ・現在協会が実施しているオンライン資格確認について、医療機関が効率的に利用できる方法の指導を行い、利用率の向上を図る。 ⑪ 的確な財政運営 ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

新	旧
⑪ 業務改革の推進 ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 （実施策） ・ 山崩し方式定着活動を推進することにより、職員一人ひとりの多能化 と生産性の向上を図る。 （２）戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化 ① 第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。	② 業務改革の推進に向けた取組 ・ 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 （２）戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第３期アクションプランの目標と同一 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 ① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。 ② データ分析に基づいた第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、６か年計画である第２期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半３年はPDCAサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。また、支部



令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
（滋賀支部データヘルス計画） □上位目標（10年程度先に成果を評価する目標） 滋賀県健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る。 （目標：年間一人当たり入院医療費を4,600円より下回る） □中位目標（6年後に達成すべき目標） 生活習慣の改善による血圧のリスク因子保有率の減少 （中間目標 2020年度：36.6%） （実施策） ・県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。 また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行う。 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。 ・アクション宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。	ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行う。 （実施策） ・アクション宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。 ・県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行う。 □上位目標（10年程度先に成果を評価する目標） 滋賀県健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る （目標：年間一人当たり入院医療費を4,600円より下回る） □中位目標（6年後に達成すべき目標） 生活習慣の改善による血圧のリスク因子保有率の減少 （中間目標 2020年度：36.6%） （実施策） ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。

新	旧
i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。 ・事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。 また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。 ■KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を67.7%以上とする ② 事業者健診データ取得率を12.8%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を37.1%以上とする ○被保険者（40歳以上 受診対象者数 141,216人） ・生活習慣病予防健診 実施率 67.7%（受診見込者数 95,603人） 【参考①】 平令和元年度実績 65.5%（受診者数 89,002人） 令和2年度実績 37.1%（受診者数 50,563人）（令和2年10月分まで） ・事業者健診データ 取得率 12.8%（取得見込者数18,075人） 【参考②】 令和元年度実績 10.7%（受診者数14,501人） 令和2年度実績 2.2%（受診者数3,026人）（令和2年度10月分まで）	i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ・特定健診受診率の向上にむけ、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。 ・事業者健診データの取得促進に向けて、県労働局との連携など、関係団体に対する働きかけを行う。 ■KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を66.3%以上とする ② 事業者健診データ取得率を10.7%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を33.7%以上とする ○被保険者（40歳以上 受診対象者数 136,065人） ・生活習慣病予防健診 受診率 66.3%（受診見込者数 90,211人） 【参考】 平成30年度実績 63.3%（受診者数 83,444人） 令和元年度実績 34.6%（受診者数 46,799人）（令和元年度上期） ・事業者健診データ 取得率 10.7%（取得見込者数14,558人） 【参考】 平成30年度実績 8.2%（受診者数10,862人） 令和元年度実績 4.3%（受診者数5,781人）（令和元年度上期）



令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
○被扶養者（受診対象者数 39,738人） ・ 特定健康診査 実施率 37.1%（受診見込者数14,742人） 【参考③】 令和元年度実績 34.3%（受診者数 13,441人） 令和2年度実績 17.0%（受診者数 6,662人）（令和2年度10月分まで） （実施策） ○健診の受診勧奨対策 ・ 健診推進経費（インセンティブ）を活用し、健診機関のモチベーション向上につなげることで、生活習慣病予防健診の実施率向上及び事業者健診データの提供につなげる。 ・ 生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、DM送付や電話による利用勧奨を実施する。なお、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策等を検討する。 ・ 事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取り組みを継続実施する。 ・ 事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防ぐ。 ・ 被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。 ・ 無料健診を最大限生かすため、申し込みの少ない会場へは再勧奨等を積極的に行う。 ・ 本部主導による特定健診実施率等の底上げを図るための調査研究結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。 ・ 健診機関、健診会場での新型コロナウイルス感染症対策を万全なものとし、また対策内容について広報を積極的に行う。	○被扶養者（受診対象者数 39,178人） ・ 定健康診査 受診率 33.7%（受診見込者数13,189人） 【参考】 平成30年度実績 31.5%（受診者数 12,339人） 令和元年度実績 15.1%（受診者数 6,039人）（令和元年度上期） ○健診の受診勧奨対策 ・ 健診推進経費（インセンティブ）を活用し、健診機関のモチベーション向上につなげることで、生活習慣病予防健診の受診率向上及び事業者健診データの提供につなげる。 ・ 生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、電話による利用勧奨を実施する。なお、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策等を検討する。 ・ 事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取り組みを継続実施する。 ・ 事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防ぐ。 ・ 被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。 ・ 本部主導による特定健診受診率等の底上げを図るための調査研究結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。

新	旧
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。 ・ 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標の設定及び身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成に着手する。 ・ また、事業主や加入者のニーズにより沿った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定に着手する。 ■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導の実施率を28.5%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を28.6%以上とする (実施策) ○被保険者(特定保健指導対象者数 20,456人) ・ 特定保健指導 実施率 28.5% (実施見込者数 5,828人) (内訳) 協会保健師実施分 15.5% (実施見込者数3,171人) アウトソーシング分 13.0% (実施見込者数 2,657人) 【参考①】 令和元年度実績 22.1% (実施者数 3,886人) 令和2年度実績 8.1% (実施者数 1,554人) (令和2年度10月分まで) ○被扶養者(特定保健指導対象者数 1,386人) ・ 特定保健指導 実施率 28.6% (実施見込者数 396人) 【参考②】 令和元年度実績 28.6% (実施者数 381人) 令和2年度実績 13.2% (実施者数 169人) (令和2年度10月分まで)	ii) 特定保健指導の実施率の向上 ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。併せて、ナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。 ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。 ■ KPI : 特定保健指導の実施率を24.2%以上とする ○被保険者(特定保健指導対象者数 19,206人) ・ 特定保健指導 実施率 24.0% (実施見込者数 4,609人) (内訳) 協会保健師実施分 15.0% (実施見込者数2,878人) アウトソーシング分 9.0% (実施見込者数 1,731人) 【参考】 平成30年度実績 19.5% (実施者数 3,332人) 令和元年度実績 13.4% (実施者数 2,475人) (令和元年度上期) ○被扶養者(特定保健指導対象者数 1,279人) ・ 特定保健指導 実施率 27.4% (実施見込者数 350人) 【参考】 平成30年度実績 12.8% (実施者数 151人) 令和元年度実績 13.3% (実施者数 167人) (令和元年度上期)

令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
○特定保健指導の受診勧奨対策 ・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。 ・ また、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。 ・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。 ・ 特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。 iii) 重症化予防対策の推進 ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着目した受診勧奨の必要性について検討する。 ・ また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする 【参考】令和元年度実績 10.4% - 令和2年度実績 未確定（令和2年度11月末現在） （実施策） ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施人数 514人 ・ 協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に支部から、より重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。 ・ 二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるようにする。	○特定保健指導の受診勧奨対策 ・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。 ・ また、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。 ・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。 iii) 重症化予防対策の推進 ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする 【参考】平成30年度実績 10.6% - 令和元年度実績 未確定（令和元年度11月末現在） ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 899人 ・ 協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に支部から、より重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。 ・ 二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるようにする。

新	旧
○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ 甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ること（勸奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ること、重症化を予防する。 ・ この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を検討する。 ・ 滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。 iv) コラボヘルスの推進 ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何をを行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。 ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。 ・ 保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。 ■ KPI：健康宣言事業所数を500事業所以上とする。 【参考】令和元年度実績 287事業所 令和2年度実績 347事業所（令和2年度11月末現在） （実施策） ・ 優良法人認定を受けた事業所等の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。 ・ 事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の必要性を訴求する。開催にあたっては、オンライン方式など、新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて柔軟に対応する。 ・ 健康教室を開催し、事業所における健康づくりを実施する。	○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ 甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ること（勸奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ること、重症化を予防する。 ・ この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を検討する。 ・ 滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。 iv) コラボヘルスの推進 ・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。 【再掲】 【参考】平成30年度実績 207事業所 令和元年度実績 270事業所（令和元年度11月末現在） （実施策） ・ 保健師、管理栄養士などの専門家が事業所に赴き、健康づくりに関する講義を実施する。 ・ 優良法人認定を受けた事業所等の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。 ・ 宣言事業所等の事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の必要性を訴求する。



令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
・血管年齢測定器などを事業所に貸出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の活性化を図る。 ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・本部において、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレットを作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、youtube等の動画を活用した広報を行う。支部においては、本部で作成した動画等も活用しつつ、引き続き、地域の実情や季節柄等に応じた広報を行う。 ・健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を46%以上とする 【参考】令和元年度実績 40.44% 令和2年度実績 42.84%（令和2年9月末現在） （実施策） ・定期的なDM勧奨を継続すると共に、被保険者数が一定以上の未委嘱事業所については、訪問・電話による直接的な勧奨を行う。 ③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉 ＜課題分析＞ ・支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 ＜医療機関・薬局へのアプローチ＞ ・協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。	・血管年齢測定器などを事業所に貸出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の活性化を図る。 ③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・広報分野におけるP D C Aサイクルを適切に回していくため、理解度調査の結果を踏まえ、広報計画を策定する。 ・ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシを作成し、特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。 ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする 【参考】平成30年度実績 36.7% 令和元年度実績 46.1% ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を42.0%以上とする 【参考】平成30年度実績 35.68% 令和元年度実績 36.47%（令和元年度9月末現在） ④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ・新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。 ・個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて県の担当部局、関係機関等への働きかけを行う。 ・他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。 ・新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。

新	旧
＜加入者へのアプローチ＞ ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）80.9%以上とする。 ※医科、DPC、調剤、歯科 【参考】令和元年度実績 77.0% 令和2年度実績 79.3%（令和2年度7月末現在） （実施策） ・ 医療機関への年2回の見える化ツールの提供を継続して行う。 ・ 三師会等への働きかけも継続し、使用促進に関するセミナーや広報への協力依頼を行う。 ・ <u>保険者協議会と協力して、県内の医療機関へ積極的に働きかけを行う。</u> ④ インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和3年度中に一定の結論を得る。【本部実施】 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 （実施策） ・ 加入者への周知としてWEBやメディアを活用した広報を、事業主への周知としては経済団体の定期広報誌等を活用した広報を行う。	■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を80.6%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合 【参考】平成30年度実績 77.0% 令和元年度実績 77.3%（令和元年度7月末現在） ⑤ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 （実施策） ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）をはじめとした分析ツール等を活用し、地域差の要因分析を行う。 ii) 医療提供体制に係る意見発信 ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 （実施策） ・ 地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 ・ これら分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。 （数値指標） ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする 【参考】令和元年度実績 85.7%（6回参加/7回開催） 令和2年度実績 85.7%（0回参加/0回開催）（令和2年度12月末現在）	⑥ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉 i) 医療費データ等の分析 ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。 （実施策） ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）をはじめとした分析ツール等を活用し、地域差の要因分析を行う。 ii) 外部への意見発信や情報提供 ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 （実施策） ・ 地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 ・ これら分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。 ■ KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する 【参考】平成30年度実績 72.7%（8回参加/11回開催） 令和元年度実績 85.7%（6回参加/7回開催）（令和元年度12月末現在）

新	旧
iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 ■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する (実施策) ・ 本部提供データ等を活用し、ホームページへの掲載や各広報媒体を利用し、滋賀支部の状況を発信する。 ・ <u>協定を締結している諸団体にも協力を依頼し、子ども医療費適正化の啓発を行う。</u> ⑥ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 i) 本部・支部による医療費分析 ・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、主に支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。【本部実施】 ・ 本部の分析では、外部有識者の意見を参考に分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て分析の精度を高める。【本部実施】 ・ 支部においては、医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 (実施策) ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、<u>近隣の大学・研究機関など</u>外部有識者の知見等も活用して分析を実施する体制を整える。	⑦ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 i) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施 ・ 本部が実施する統計分析研修を始め、GIS等のツール活用推進に向けた研修に参加し、支部内での調査研究の推進を図る。



令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
ii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施 ・本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。【本部実施】 ・統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、調査研究を推進するための体制のあり方について検討する。 （実施策） ・統計分析研修等に積極的に参加し、調査研究を推進するための体制を整える。	

新	旧
(3) 組織・運営体制関係 I) 人事・組織に関する取組 ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・グループ長補佐への昇格後に受講する階層別研修において、外部講師による管理職としてのマネジメント業務の習得に関する研修を実施するほか、様々な機会を捉えて、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図る。 ・支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現による業務の効率化等の状況を踏まえ、標準人員の見直しについて検討する。 (実施策) ・業務処理のあり方の見直しによる生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく人員配置を定着させる。 ・業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。 ・業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。 ・職員のコア業務や企画業務への重点化を図る。 ② 人事評価制度の適正な運用 ・評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 (実施策) ・協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。 ・面談を通じ職員の理解を深め、組織目標を達成するための適切な進捗管理を行う。	(3) 組織・運営体制関係 ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・標準人員への移行後における支部の状況を踏まえ、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況も踏まえ、契約職員も含めた標準人員の見直しについても検討する。 (実施策) ・業務処理のあり方の見直しによる生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく人員配置を定着させる。 ・業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。 ・業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。 ・職員のコア業務や企画業務への重点化を図る。 ② 人事評価制度の適正な運用 ・人事評価制度に関して支部幹部職の研修を行い、制度の適正な運用に努める。 (実施策) ・協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。 ・面談を通じ職員の理解を深め、組織目標を達成するための適切な進捗管理を行う。



令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
③OJTを中心とした人材育成 ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進めるための情報収集を行う。 （実施策） ・「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。 ・「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。 また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。 ・支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。 ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。 ・業務に関する支部内勉強会を定期的に実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。 ④支部業績評価の実施 ・支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。【本部実施】 （実施策） ・毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。 ・他支部との業績評価の比較を通じ、自支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。	③OJTを中心とした人材育成 ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 （実施策） ・「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。 ・「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。 また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。 ・支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。 ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。 ・業務に関する支部内勉強会を定期的に実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。 ④支部業績評価への対応 （実施策） ・毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。 ・他支部との業績評価の比較を通じ、自支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。

新	旧
Ⅱ) 内部統制に関する取組 ① リスク管理 ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 (実施策) ・ リスク管理に関する必須研修や、定期的な模擬訓練を確実に実施する。 ③ コンプライアンスの徹底 ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。 (実施策) ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、コンプライアンスマニュアルを活用し研修等を通じ徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の常時点検及び、個人情報等日次チェックリストの活用により、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。 Ⅲ) その他の取組 ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。	⑥ コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理の徹底 ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）、個人情報保護、リスク管理について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 (実施策) ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、研修等を通じ徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の常時点検及び、個人情報等日次チェックリストの活用により、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。 ・ 大規模自然災害への対応について、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等の見直しを行う。 ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、訓練を実施する。 ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 参加が予想される業者に広く P R を行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。

令和3年度 滋賀支部 事業計画（案）

新	旧
・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする 【参考】 令和元年度実績 66% （一者応札 4回/6回） 令和2年度実績 33% （一者応札 3回/9回）（令和2年度11月末現在） （実施策） ・調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・調達にあたっては、常に複数の業者への声掛けを実施して、競争を促すことにより経費の節減を図る。 ・消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。 ・電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。 ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 ・事務所賃借料の適正水準維持に努める。 ・継続的なムダの発掘により経費を削減する。	■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする 【参考】 平成30年度実績 0% （一者応札 0回/2回） 令和元年度実績 80% （一者応札 4回/5回）（令和元年度11月末現在） （実施策） ・調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・調達にあたっては、常に複数の業者への声掛けを実施して、競争を促すことにより経費の節減を図る。 ・消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。 ・電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。 ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 ・事務所賃借料の適正水準維持に努める。 ・継続的なムダの発掘により経費を削減する。 ⑦ ペーパーレス化の推進 ・戦略的保険者機能の発揮には、一層の事務効率化による適切な人員配置が求められることから、会議資料をはじめとする、各資料の簡素化や日々の業務の効率化に努め、ペーパーレス化の推進のための検討を進める。

令和3年度 滋賀支部 事業計画 KPI一覧表（案）

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	参考：令和元年度末
② サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100% とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95% 以上とする	①100% ②93.7%
⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について 前年度以上 とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を 対前年度以上 とする	①0.376% ②【新設】3,690円
⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	る、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について 対前年度以下 とする	0.47%
⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 対前年度以上 とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を 対前年度以上 とする	①95.06% ②55.22%
⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93% 以上とする	92.8%
⑩ オンライン資格確認の円滑な実施	加入者のマイナンバー収録率を 対前年度以上 とする。	【新設】

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	参考：令和元年度末
① i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を 67.7% 以上とする ② 事業者健診データ取得率を 12.8% 以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を 37.1% 以上とする	①65.5% ②10.7% ③34.3%
① ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導の実施率を 28.5% 以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 28.6% 以上とする	【新設】 ①22.1%②28.6% ※ 第4期は被保険者及び被扶養者の合算値によるKPIを設定
① iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8% 以上とする	10.4%
① iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進	健康宣言事業所数を 500事業所 以上とする。	【新設】 287事業所
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 46% 以上とする	40.44%
③ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(※)を 80.9% 以上とする。 ※ 医科、DPC、歯科、調剤	77.0%
⑥ ii) 医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する	実施

3. 組織・運営体制関係

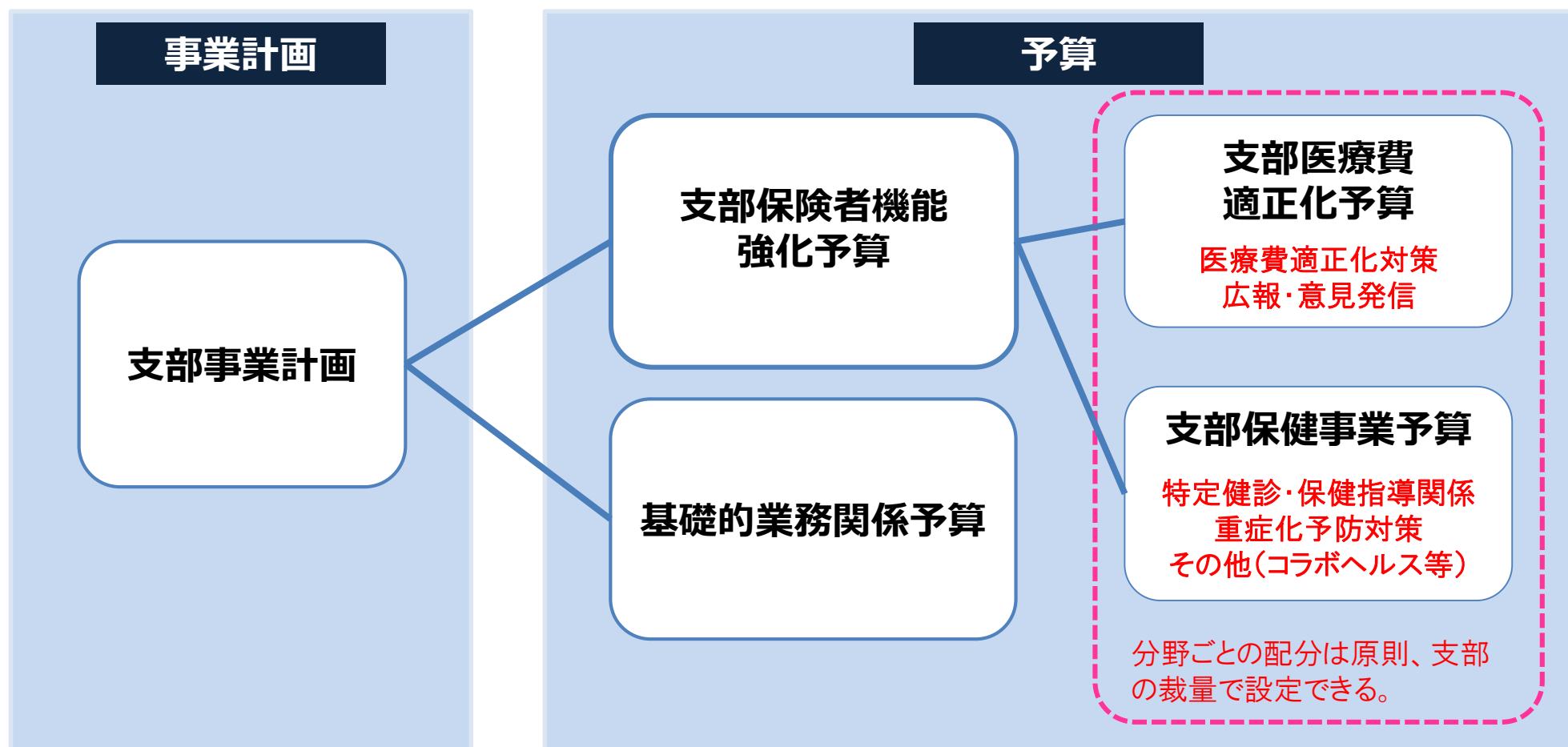
具体的施策	KPI	参考：令和元年度末
Ⅲ) ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 20% 以下とする	66%

2. 令和3年度 滋賀支部 保険者機能強化予算（案）

1. 支部保険者機能強化予算について

支部保険者機能強化予算とは

中長期的な財政運営という観点も踏まえて、協会の将来的な医療費の節減につなげていくことを目的に、医療費適正化や健康づくり等の保険者機能を発揮・強化する取り組みを実施する場合に計上する経費



2. 令和3年度 支部保険者機能強化予算（案）

支部保険者機能強化予算（総括表）

予算区分	分野	経費	【参考】令和2年度経費
支部医療費適正化等予算	医療費適正化対策経費	1,904千円	4,295千円
	広報・意見発信経費	8,780千円	6,092千円
	合 計	10,684千円	10,387千円
支部保健事業予算	健診経費	23,890千円	22,465千円
	保健指導経費	1,736千円	2,729千円
	重症化予防経費	308千円	370千円
	コラボヘルス経費	8,066千円	7,883千円
	その他の経費	1,181千円	1,730千円
	合 計	35,181千円	35,177千円

①支部医療費適正化等予算

分野	区分	事業名	経費	【参考】令和2年度 経費
医療費適正化対策 経費	企画部門	【継続】医療機関に対するジェネリック医薬品使用状況等の情報提供 【新規】ジェネリック医薬品使用促進セミナーの実施 【新規】子ども医療費適正化のための啓発リーフレットおよび限度額適用認定証の 制度周知チラシの配布	1, 9 0 4 千円	4, 2 9 5 千円
	小 計		1, 9 0 4 千円	4, 2 9 5 千円
広報・意見発信経費	紙媒体による 広報	【新規】限度額適用認定証の利用促進に係るポスターの作成 【継続】月次で県内全加入事業所に送付する納入告知書に同封する 広報誌「協会けんぽしが」 【継続】事務手続き冊子「協会けんぽのしおり」（近畿ブロック協働作成） 【継続】制度の周知用のリーフレット（任継・限度額適用認定証セット） 【継続】ペーパリング卓上カレンダー（健康保険委員等を対象）	2, 1 7 4 千円	2, 9 4 2 千円
	その他の広報	【継続】テレビ・ラジオを活用したインセンティブ制度の広報の実施 【継続】Webを活用した医療費適正化の広報の実施 【新規】経済団体広報誌への折り込み及び記事掲載による事業主向けインセン ティブ広報	6, 6 0 6 千円	3, 1 5 0 千円
	小 計		8, 7 8 0 千円	6, 0 9 2 千円
合 計			1 0, 6 8 4 千円	1 0, 3 8 7 千円

令和3年度 支部保険者機能強化予算（案）

②支部保健事業予算（主な実施事業）

分野	区分	事業名	経費	【参考】 令和2年度経費
健診経費	集団健診	【継続】協会主催の集団健診の実施（被扶養者）	23,890千円	22,465千円
	事業者健診 データ取得	【継続】健診実施未確認事業所への電話勧奨 【継続】紙媒体で提供された事業者健診結果の入力業務委託		
	健診受診勧 奨等経費	【継続】健診受診勧奨（年次案内）【継続】健診受診勧奨（任継加入者） 【継続】健診受診勧奨（はじめての健診案内） 【新規】ダイレクトメールによる健診受診勧奨（小規模事業所）		
保健指導経費	保健指導利 用勧奨経費	【継続】特定保健指導利用勧奨リーフレット作成（被保険者・事業所） 【継続】健康ファイルを活用した特定保健指導の書類管理及び満足度向上	1,736千円	2,729千円
重症化予防事業 経費	未治療者受 診勧奨	【継続】受診勧奨用リーフレット作製（二次勧奨対象者）	308千円	370千円
	重症化予防 事業経費	【継続】糖尿病性腎症患者の重症化予防用パンフレット作製		
コラボヘルス経費	コラボヘルス事 業	【継続】健康測定器の貸出 【継続】健康づくり講座（健康教室）の実施 【継続】健康アクション宣言事業所を対象とした健康情報誌の提供 【継続】健康アクション宣言申込書の作成 【継続】健康づくりに関する好事例集の作成 【継続】健康経営セミナーの開催	8,066千円	7,883千円
その他の経費	その他の保健 事業	【継続】自治体・関係団体と連携した健康づくり啓発（イベントでの出展） 【継続】自治体との連携による健診受診啓発（ラッピング電車） 【継続】自治体等との連携による健康行動の意識啓発（健康推進アプリ BIWA-TEKUの運用）	1,181千円	1,730千円
合 計			35,184千円	35,177千円